

第36回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年3月27日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第105号 農地の賃借料情報の算定について | |
| 第 5 | 報告第106号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 6 | 報告第107号 農地部会審査報告について | |
| 第 7 | 議案第171号 参考賃借料の改定について | |
| 第 8 | 議案第172号 下限面積（別段面積）の設定について | |
| 第 9 | 議案第173号 現況証明願について | 2件 |
| 第10 | 議案第174号 農業振興地域整備計画の変更について | 10件 |
| 第11 | 議案第175号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第12 | 議案第176号 農地法第4条の規定による許可申請について | 5件 |
| 第13 | 議案第177号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第14 | 議案第178号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 4件 |
| 第15 | 議案第179号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について | 3件 |
| 第16 | 議案第180号 農地法に係る標茶町からの事務委任について | |

○出席委員（14名）

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	6番 高橋 政寿 君	7番 笛木 眞一 君
8番 佐藤 肇 君	9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君
11番 佐藤 徳市 君	12番 澁谷 洋 君	13番 山本 志伸 君
15番 鈴木 義次 君	16番 佐瀬 日出夫君	

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

■番 ■ 君

○欠席委員（1名）

14番 嶋中 勝 君

○その他出席者

事務局長 村山 裕次 君
主 任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第36回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時18分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・大泉君 11番・佐藤徳市君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第36回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第105号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第105号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

報告第105号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

平成29年3月27日提出。

標茶町賃借料情報、別紙のとおりであります。

標茶町賃借料情報、平成28年1月から12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

平成29年4月1日、標茶町農業委員会。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名、標茶町全域。

平均額2,300円。

最高額3,100円。

最低額1,000円。

データ数は574筆であります。

1. データ数は、集計に用いた筆数であります。

2. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としております。

なお、この情報は4月1日よりホームページ上、あと事務局備え付けで公表させていただきたいと思っております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第105号は報告のとおり承認されました。

◎報告第106号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第5。報告第106号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

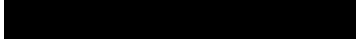
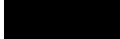
○振興係（若松 務君）はい。

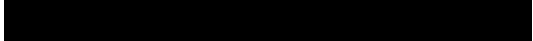
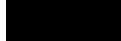
報告第106号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり1件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字標茶227-5の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、72,334㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年3月24日。

契約期間は、平成28年3月24日から平成30年12月1日まで。
賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年2月21日であります。
以上です。

- 会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第106号内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第107号

- 会長（佐瀬日出夫君）日程第6。報告第107号、農地部会審査報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。
農地係長若松君。

- 農地係長（若松 務君）はい。

報告第107号について説明させていただきます。

農地部会審査報告について、平成29年1月27日、第34回農業委員会総会において農地部会に付託された協議案第3号、標茶町参考賃借料の改定について、審査の結果を報告するものであります。

なお、報告につきましては農地部会長 笹木部会長よりお願い致します。

- 会長（佐瀬日出夫君）7番・笹木君。

- 7番（笹木 眞一君）7番・笹木。

それでは報告させていただきます。

審査報告について報告致します。

平成29年1月27日開催の第34回農業委員会総会において、農地部会に付託された事件「協議案第3号 標茶町参考賃借料の改定について」は審査の結果、次のとおり決定しましたので特別委員会会議規則第9条の規定により報告いたします。

標茶町参考賃借料の改定については、2月13日及び3月10日に農地部会を開催し審議を行いました。

改訂作業については、これまでの参考賃借料と同様、「土地残余方式」による算出を基本としてその金額をもとに、貸し手、借り手の代表者を含め協議を開催し検討をすすめました。

現行の参考賃借料は、平成25年度に改定され改訂後3年を経過しております。

粗収益については収量が上畑、中畑、下畑ともに前回に比べて100キロ減収しておりますが流通粗飼料が高騰し牧草単価が上昇、これにより粗収益は増加しています。

生産費についてはほぼ横ばいで推移しており、全体としては粗収益の上昇により収益性がやや増加しています。

これらを踏まえ検討・協議した結果、作目は牧草で10アール当たり、上畑3、200円（現行

賃借料より100円増)、中畑を2,100円(100円増)、下畑を1,500円(100円増)に決定を致しました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって事務局の説明並びに、農地部会長笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第107号は報告のとおり承認されました。

◎議案第171号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第171号、参考賃借料の改定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第171号について説明させていただきます。

参考賃借料の改訂について、農地法関係事務に係る処理基準第3の8の(1)の⑤に基づく判断基準として、下記のとおり参考賃借料を改定したので、議決を求めるものであります。

標茶町参考賃借料、畑(牧草畑)の部。

農地の区分、上畑。

参考賃借料(10a当り)、3,200円。

平成29年4月1日から適用。

適用区域は標茶町内全域を対象。

作目は牧草で10a当り4,000kg。

農地の区分、中畑。

参考賃借料(10a当り)、2,100円。

平成29年4月1日から適用。

適用区域は標茶町内全域を対象。

作目は牧草で10a当り3,500kg。

農地の区分、下畑。

参考賃借料(10a当り)、1,500円。

平成29年4月1日から適用。

適用区域は標茶町内全域を対象。

作目は牧草で10a当り3,100kg。

なお、処理基準第3の8の(1)の⑤に基づく判断基準の額は、原則として上畑の参考賃借料を超えた額と致します。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第171号は原案可決されました。

◎議案第172号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第172号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長若松君。

○農地係長（若松 務君） はい。

議案第172号について説明させていただきます。

下限面積（別段面積）の設定について。

農地法第3条第2項第5号に基づき設定する面積において、別段面積を設定しない理由について、下記のとおり議決を求めるものであります。

1. 農地法施行規則第17条第1項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、2015年農林業センサスで、町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

2. 農地法施行規則第17条第2項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、町内の耕作放棄地率は、0.07%と低い現状であるため。

なお、農地部会で検討された結果につきましても、農部会長笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第172号について報告致します。

3月10日に農協役員室において、農地部会を開催し、下限面積の設定について検討致しました。

事務局の説明のとおり、本町の状況を確認し、遊休農地率の低減しており、別段下限面積を設定しないことと判断致しました。

全体協議会の中でもありましたけれども、事前説明をいただきましたけれども、総会資料に基づき資料がありますのでご覧をいただきたいと思います。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに農地部会長笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第172号は原案可決されました。

◎議案第173号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第173号、現況証明願いについて、内容2件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第173号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字標茶734-9の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、25,778.41㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、申請者名ともに[]さん。

調査委員氏名は、笛木委員、山本委員、鈴木委員。

調査年月日は、平成29年3月16日であります。

なお、調査結果につきましては山本委員より報告願います。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・山本君。

○13番(山本志伸君) 13番・山本。

議案第173号、番号1について報告します。

3月13日付けで調査依頼があり、3月16日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、笛木委員、鈴木委員、事務局から若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の2ページから3ページをご覧ください。

この土地は、施設や周辺状況を確認し、20年以上前から施設用地であると判断できます。

農振農用地区域も施設用地に指定されております。

現地調査の結果、農地、採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字栄127-3の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、652.51㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、雑種地。

所有者、申請者ともに■■■■さん。

調査委員氏名は、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員。

調査年月日は、平成29年3月17日。

なお、調査報告につきましては甲斐委員より報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第173号、番号2について報告致します。

3月13日付けで調査依頼がありまして、3月17日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員と、事務局からは若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の4ページから5ページをご覧ください。

この土地は、施設や周辺状況、■■■■さんの説明を確認し、過去から農用地の利用はなく雑種地であると判断致します。

農振農用地区域も施設用地に指定されております。

現地調査の結果、農地、採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられ

ました、3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第173号内容2件は原案可決されました。

◎議案第174号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第10。議案第174号、農業振興地域整備計画の変更について、内容10件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第174号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示については、別紙のとおり10件となっております。

番号1。

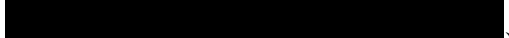
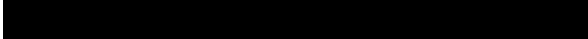
区分、除外。

地番、字阿歴内原野北2線127番3の内。

現況地目、雑種地。

面積、25㎡。

事業計画の名称、電気通信基地局設備の建設。

事業主体、、

さん。

事業開始、着手済。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、さん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものである。

他法令の許認可の見通しは、特にありません。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、調査委員であります武藤委員から報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 9番・武藤君。

○9番(武藤 利勝君) 9番・武藤。

議案第174号、番号1について報告致します。

10月11日に事務局より調査の依頼がありまして、11月8日に佐口委員、橘委員、佐藤徳市委員と事務局より村山局長と湊谷主事、私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料7ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[]が携帯電話通信用アンテナの設置をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、携帯電話通信用のアンテナの設置としては妥当と問題ないと思われま

す。この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、周辺に代替地がなく周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字上多和88番1の内。

現況地目、畑。

面積、6,020.16㎡外6筆、合計面積は19,889.84㎡。

事業計画の名称、施設整備事業。

事業主体、[]、[]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎1,817.19㎡、ラグーン1,383.84㎡。

土地所有者についても、[]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第174号、番号2について報告致します。

3月14日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に佐藤肇委員、甲斐委員、嶋中委員と、事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから12ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、■■■■在住の■■■■さんが所有地に農業施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業施設の建設としては妥当な面積と判断いたします。

周辺には農用地以外への代用もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3についてご説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字西熊牛原野西2線55番1の内。

現況地目、畑。

面積、6,992㎡外1筆、合計面積は12,748㎡。

事業計画の名称、施設整備事業。

事業主体、■■■■、■■■■さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎1,771.28㎡、スラリーストア530.66㎡。

土地所有者についても、■■■■さんとなっております。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号3につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第174号、番号3について報告致します。

3月10日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に佐藤肇委員、甲斐委員、嶋中委員、事務局より若松係長、湊谷主事、私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから15ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんが、所有地に農業用施設を建設するため農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替もなく、周辺農用地等の影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号4について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字熊牛原野12線西5番1の内。

現況地目、畑。

面積、7,671㎡。

事業計画の名称、施設整備事業。

事業主体、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎 1, 0 2 2. 7 6 m²、育成舎 5 1 8. 4 0 m²、堆肥舎 2 8 4. 7 6 m²。

土地所有者についても、 さんとなっております。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第 4 条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号 4 につきましては、調査委員であります佐藤肇委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8 番・佐藤肇君。

○8 番（佐藤 肇君） 8 番・佐藤です。

議案第 1 7 4 号、番号 4 について報告致します。

事務局より 3 月 1 0 日に調査依頼があり、3 月 1 7 日に大泉委員、甲斐委員、嶋中委員と、事務局より若松係長、湊谷主事と私とで現地調査を行ってまいりました。

参考資料の 1 6 ページから 1 8 ページをご覧ください。

この案件は、 在住の さんが、所有地に農業用施設の建設をするために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積、また内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断いたしました。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農地等への影響も軽微なことから、この計画の変更は妥当と判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 4 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・佐藤肇君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 4 については原案可決されました。

続いて番号 5 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号 5 についてご説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字栄 1 2 7 番 3 の内。

現況地目、雑種地。

面積、6 5 2. 5 1 m²。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、住宅101.49㎡。

土地所有者については、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、特にありません。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号5につきましては、調査委員であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第174号、番号5について報告致します。

3月13日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に大泉委員、佐藤肇委員、嶋中委員と、事務局より若松係長と湊谷主事、私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料4ページから5ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、申請者である[REDACTED]さんが、農家用住宅建設をするため農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうか意見を町より求められたものであります。

調査の結果、農家用住宅の建設としては妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

当該地は周辺の代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号6についてご説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字標茶729番1の内。

現況地目、畑。

面積、6,591.26㎡外2筆、合計面積につきましては12,305.44㎡。

事業計画の名称、施設整備事業。

事業主体、[redacted]、[redacted]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎2,398.24㎡、バンガーサイロ2,700㎡、ラグーン1,057.62㎡。

土地所有者、[redacted]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号6につきましては、調査委員であります山本委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・山本君。

○13番（山本志伸君） 13番・山本。

議案第174号、番号6について報告します。

3月10日に事務局より調査の依頼があり、3月16日に笛木委員、鈴木委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査に行ってまいりました。

申請地は参考資料の19ページから21ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[redacted]在住の[redacted]さんの所有する農地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び、目的、計画について記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断いたします。

周辺には、農用地以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号7についてご説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別436番11の内。

現況地目、畑。

面積、1,824㎡外1筆、合計面積は5,101㎡。

事業計画の名称、施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スラリーストア1,256㎡。

土地所有者についても、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号7につきましては、調査委員であります山本委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・山本君。

○13番（山本志伸君） 13番・山本。

議案第174号、番号7について報告します。

3月10日に事務局より調査の依頼があり、3月16日に笛木委員、鈴木委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査に行っていました。

申請地は参考資料の22ページから24ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXXXXXXさんの所有する農地に農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断いたします。

周辺には、農用地以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(■■■■君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号8についてご説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字上オソツベツ原野基線18番1の内。

現況地目、畑。

面積、1,033.09㎡外1筆、合計面積は1,789.53㎡。

事業計画の名称、施設整備事業。

事業主体、

■■■■さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成舎1,149.61㎡。

土地所有者、■■■■さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号8につきましては、調査委員であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 4番・高松君。

○4番(高松 俊男君) 4番・高松です。

議案第174号、番号8について報告致します。

3月10日に事務局より調査の依頼があり、3月16日に熊谷委員、□橋委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の25ページから27ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、■■■■で酪農を営む■■■■さんが、同じく■■■■在住の■■■■さんの所有する農地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断いたします。

周辺には、農用地以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

報告終わります。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号10についてご説明させていただきます。

区分、編入。

地番、字雷別50番1。

現況地目、畑。

面積、66,518㎡の内1,318㎡。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地所有者についても、XXXXXXXXXXさんとなっております。

事業の必要性、緊急性、当該地は農振整備計画から除外されていたが、周辺農用地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるものです。

他法令の許認可の見通しは、特にありません。

土地選定の理由、当該地は農振整備計画から除外されていたが、周辺農用地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

番号10につきましては、調査委員であります佐藤徳市委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第174号、番号10について報告致します。

10月4日に事務局より調査の依頼があり、10月17日に橋委員、甲斐委員、武藤委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で、現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の30ページから31ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで農地を所有するXXXXXXXXXXさんが、農振農用地区域外の農地を農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

今回の調査の結果、登記地目は畑、現況についても採草放牧地で隣接する農地と一体的に使用することにより、効率的に作業できると思われれます。

また周辺農地等へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認められます。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案第174号、内容10件は原案可決されました。

◎議案第175号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第175号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

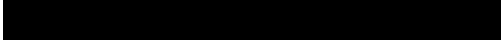
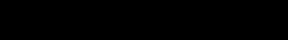
○農地係（湊谷省吾君） はい。

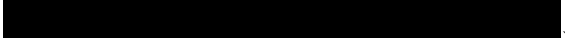
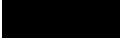
議案第175号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

貸付人、、.

借受人、、さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野北1線49-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、163㎡外1筆、合計面積につきましては17,100㎡となっております。

契約の種類、賃貸借（許可日から10年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が相手方要望、借受人は自給飼料の確保。

資金調達の方法及び価格、年間64,000円。

世帯員又は構成員、貸付人が2名、借受人が3名。

畑、採放地については、借受人が795,956㎡、うち借入地が115,195㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります佐藤徳市委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第175号、番号1について報告致します。

3月1日付けで事務局より調査依頼があり、3月5日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の■■■さん一家は、■■■さんの要望で、農地を賃貸し、借主の■■■さんは農地を借受け粗飼料の確保のため今回の申請となりました。

■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

■■■さんの農地所有面積は申請地を含める、合計面積が81.3haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、■■■さんの所有地に隣接している農地の取得ですので、周辺の農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第175号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第176号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第176号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容5件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第176号についてご説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

転用者、■■■、■■■さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線55-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,992㎡外1筆、合計面積は12,748㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中。

転用目的、牛舎及びスラリーストアの建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、牛舎1棟1,771.28㎡、スラリーストア1棟530.66㎡、事業費267,829,200円。

なお、番号1につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第176号、番号1について報告致します。

3月10日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に佐藤肇委員、甲斐委員、嶋中委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料13ページから15ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は[]で営農する[]さんが、農業用施設を建設するため、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用性については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることことからこの転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字上多和88-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,020.16㎡外6筆、合計面積は、19,889.84㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中。

転用目的、牛舎及びラグーンの建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、牛舎1棟1,817.19㎡、ラグーン1棟1,383.84㎡、スタック5基4,237.79㎡、事業費242,703,000円。

なお、番号2につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第176号、番号2について報告致します。

3月14日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に佐藤肇委員、甲斐委員、嶋中委員と事務局より若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから12ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請地は、■■■■在住の■■■■さんが、農業用施設を建設するため、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用性については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることことからこの転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3についてご説明させていただきます。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野 1 2 線西 5 - 1 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7, 6 7 1 m²。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中。

転用目的、牛舎・育成舎及び堆肥舎の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、牛舎 1 棟 1, 0 2 2. 7 6 m²、育成舎 1 棟 5 1 8. 4 0 m²、堆肥舎 1 棟 2 8 4. 7 6 m²、事業費 1 1 8, 0 0 0, 0 0 0 円。

なお、番号 3 につきましては、調査委員であります佐藤肇委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8 番・佐藤肇君。

○8 番（佐藤 肇君） 8 番・佐藤です。

議案第 1 7 6 号、番号 3 について報告致します。

この案件は、前段の議案第 1 7 4 号 4 番と同じでありますので、調査員等については省略させていただきます。

この案件は、XXXXXXさんが牛舎・育成舎及び堆肥舎の建設をするために、農地の永久転用を申請するものです。

転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は農振農用地区域内にある土地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

また実行性、信用性についても、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についてもこれらの施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用は許可妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 3 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました 8 番・佐藤肇君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 3 については原案可決されました

続いて番号 4 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4についてご説明させていただきます。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字標茶729-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,591.26㎡外2筆、合計面積は、12,305.44㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中。

転用目的、牛舎・バンガーサイロ及びラグーン建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、牛舎1棟2,398.24㎡、バンガーサイロ1棟2,700㎡、ラグーン1棟1,057.62㎡、事業費につきましては591,935,000円となっております。

番号4につきましては、調査委員であります山本委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・山本君。

○13番（山本 志伸君） 13番・山本。

議案第176号、番号4について報告します。

3月13日付けで調査依頼があり、3月16日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、笛木委員、鈴木委員、事務局からは若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は配布資料19ページから21ページをご覧ください。

申請者はXXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが、牛舎、バンガーサイロ、ラグーンを建設するため、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内にある土地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても牛舎、バンガーサイロ、ラグーン建設については妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることからこの転用は問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号5についてご説明させていただきます。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別436-11の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,824㎡外1筆、合計面積は、5,101㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中。

転用目的、スラリーストアの建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、スラリーストア1棟1,256㎡、事業費57,294,000円となっております。

番号5につきましては、調査委員であります山本委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・山本君。

○13番（山本 志伸君） 13番・山本。

議案第176号、番号5について報告致します。

3月13日付けで調査依頼があり、3月16日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、笛木委員、鈴木委員、事務局からは若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は配布資料22ページから24ページをご覧ください。

申請者はXXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが、スラリーストアを建設するため、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についてもスラリーストアの建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることからこの転用は問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました

以上をもって、議案第176号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第177号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第13。議案第177号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(■■■■君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第177号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、■■■■、■■■■さん。

転用者、■■■■、■■■■

■■■■さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線18-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,033.09㎡外1筆、合計面積につきましては1,789.53㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、育成舎の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、育成舎1棟1,149.61㎡。

事業費につきましては、65,664,000円となっております。

なお、番号1につきましては、調査委員であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 4番・高松君。

○4番(高松 俊男君) 4番・高松。

議案第177号、番号1について報告します。

3月13日付けで調査依頼があり、3月16日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、熊谷委員、高橋委員と事務局からは若松係長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は配布資料25ページから27ページをご覧ください。

申請者は借主の [] さんが、貸主の [] さんの土地について、育成舎の建設を目的とした、転用のため使用貸借するものであります。

この権利を取得する土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても育成舎の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障などは認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることからこの転用は間違いないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました4番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（ [] 君復席）

以上をもって、第177号内容1件は原案可決されました。

◎議案第178号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第14。議案第178号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第178号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり4件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、 []、 []
[] さん。

利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

土地の所在、字虹別原野41-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,015㎡外5筆、合計の面積287,398㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年3月27日から平成39年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成29年3月27日。

金額は、年間883,000円。

支払方法は、毎年12月20日までに指定口座振込みとなっております。

なお、中間管理事業にかかる案件のため、改めての現地調査は行っておりませんが、次の議案、179号の方の、利用配分計画の方です。調整の経過など、説明させていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字標茶227-5の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、72,334㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年3月27日から平成31年12月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年3月27日。

金額は、年間144,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては熊谷委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・熊谷君。

○4番（熊谷 英二君） 4番・熊谷。

議案第178号番号2について報告致します。

3月13日付けで調査依頼があり、3月16日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは相手方要望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました2番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、宇虹別原野451-4の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積は、4,105㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年3月27日から平成39年3月26日まで。

土地の引渡時期は、平成29年3月27日。

金額は、年間12,700円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号3と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、宇虹別原野268。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、8,972㎡外15筆、合計の面積が447,368㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

金額は、年間1,257,300円となっております。

なお番号3、番号4につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第178号番号3、4について報告致します。

3月13日に事務局より調査依頼があり、3月16日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3から番号4まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第178号、内容4件は原案可決されました

◎議案第179号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第15。議案第179号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分

計画（案）について、内容 3 件を議題と致します。

お諮り致します。

番号 1 から番号 3 まで内容 3 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 3 まで内容 3 件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

議案第 179 号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めます。

意見を求められた農用地利用配分計画（案）、別紙のとおり 3 件であります。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野 4 1 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,015 m²外 1 筆、合計の面積が 121,265 m²。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成 29 年 5 月 11 日から平成 39 年 3 月 26 日まで。

土地の引渡時期は、平成 29 年 5 月 11 日。

金額は、年間 371,000 円。

支払方法は、毎年 12 月 10 日までに指定口座に振り込みとなっております。

なお、番号 2、3 につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号 1 と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号 2。

利用権の設定等を受ける者、

土地の所在、字虹別原野 6 7 9 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,756 m²。

金額は、年間 141,000 円。

番号 3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野718-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,212㎡外2筆、合計の面積は120,377㎡。

金額は、年間371,000円となっております。

なお、今回の農用地利用配分計画の調整、また現地調査等につきまして、笛木委員より報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第179号番号1、2、3について、[REDACTED]さんに係る、農地中間管理事業について報告を致します。

当初、あっせん賃貸借の申出があり、昨年度11月16日に阿部委員、山本委員、鈴木委員と私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、[REDACTED]さんに賃貸価格を提示したところ、承諾を得ておりましたが、その後[REDACTED]さんより農地中間管理事業を利用したい旨の申出がありました。

29年3月7日に、標茶町より[REDACTED]さんの農用地賃貸貸付相手の選定、及び賃貸料金の調査について依頼があり、3月9日に山本委員、鈴木委員と私と事務局より若松係長、湊谷主事と農地中間管理事業借受登録者にて、中間管理事業借受人選定会議を行い、借受希望者を調整したところ、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんに決定致しましたので、配分計画（案）として提出致します。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号3まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・笛木君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第197号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第180号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第16。議案第180号、農地法に係る標茶町からの事務委任についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第180号について説明させていただきます。

農地法に関する標茶町からの事務委任について、農地法に関する標茶町の権限に属する関係事務処理にあたり、標茶町より事務委任について別紙のとおり協議がありましたので受任することについて意見を求めるものであります。

事務の委任について、標茶町の権限に属する事務の円滑な執行を期するため、標茶町農業委員会に対し、下記の事務を委任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

1. 農地法（昭和27年法律229号）第4条第1項の規定による農地の転用許可。
2. 農地法（昭和27年法律229号）第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第180号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第36回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第36回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時56分閉会）